中核機関の役割Ⅰ

地域連携ネットワーク・市町村長申立事例演習

本科目の目的

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割と市町村長申立について、講義・演習を通じて理解する。

① 市町村長申立の事務と地域連携ネットワークの意味を具体事例から理解する。
（地域連携ネットワーク構築の目的、４つの機能）

② 個別ケースと地域連携ネットワークの仕組みとのつながりを理解する。
（チーム、中核機関、協議会）

③ 中核機関の必要性を理解する。

本科目の流れ

８０分　市町村長申立についての講義・演習
１５分　休憩
４０分　事例を通じた体制整備の視点確認

<ポイント>

- 前半は、講義・ペアワークなどを通じて、**市町村長申立の流れや実務について**、一緒に理解していきましょう。
- 後半では、前半の事例の中で、国基本計画や各種手引きで言われている内容がどういう場面か、どういった作用をしているか、どうつながっているかを俯瞰的に見ながら振り返り、**体制整備に向けた視点**について、一緒に確認していきましょう。

市町村長申立事例演習

市町村長申立の位置づけ

民法の改正による成年後見制度の誕生 ＋ 各福祉法の改正（平成12（2000）年）

市町村長による申立権が規定

- 老人福祉法第３２条
- 知的障害者福祉法２８条
- 精神保健福祉法５１条の１１の２

「その福祉を図るため
特に必要があると認めるとき」

市町村長申立の位置づけ

なぜ、市町村行政に申立権限が付与されているのか？

本人を支える介護保険サービスや障害福祉サービスの利用

→意思表示を前提とする“契約”という法律行為によって成立

→意思表示を適切に行うことが難しい方だと適切な支援が受けられない

成年後見制度の利用にあたり、適切な申立人不在への対応

→家庭裁判所に申立されることを前提としている

→申立を行う判断能力がない方や、親族がいない方への保障ができない

相談援助等の過程において、その実情を把握しうる立場にあるのは“市町村”

→そのため、市町村長に対して審判の請求権が付与されている

→権限の適切な履行は本人の保護の観点において福祉行政の大変重要な役割

市町村長申立事務の主な流れ

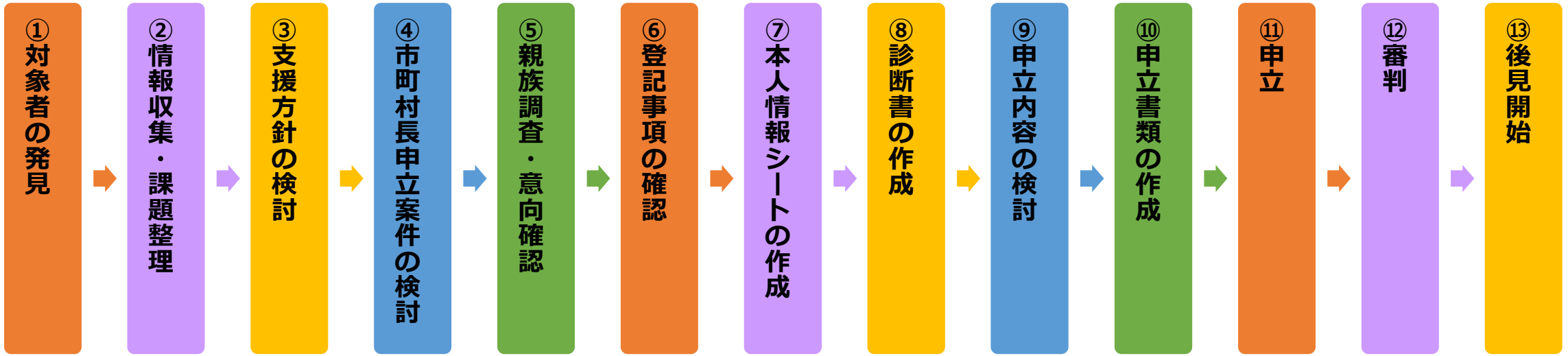

市町村長申立事務の主な流れ

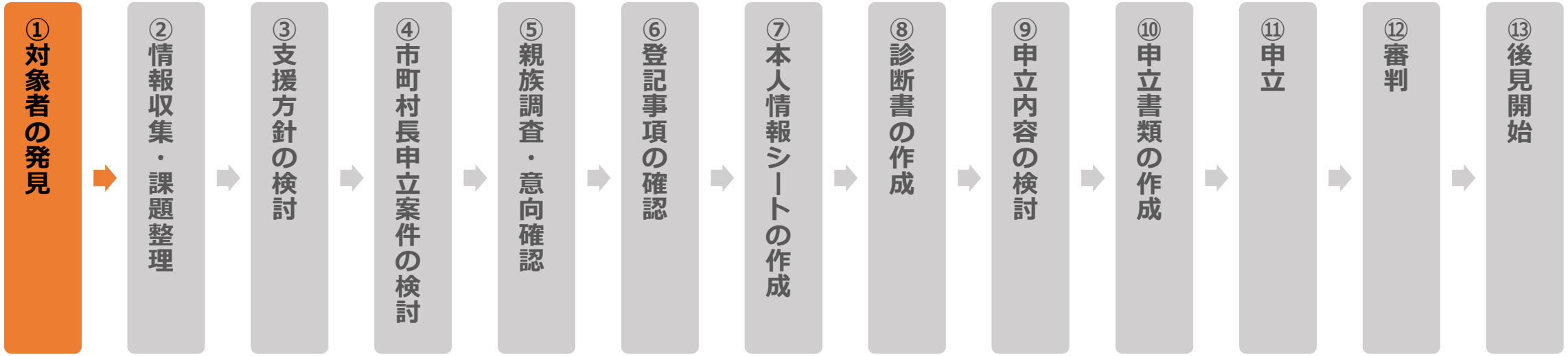

① 対象者の発見

・６５歳以上の者、知的障害者、精神障害者

◎ただし、老人福祉法第５条の４により、６５歳未満の者で特に必要があると認められる者も含まれます。
◎知的障害者福祉法には定義規定がなく、手帳の有無に寄りません。
◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条では、統合失調症等精神疾患を有する者と定義され、こちらも手帳の有無に寄りません。高次脳機能障害の方も対象となります。

市町村長申立事務の主な流れ

① 対象者の発見（具体的には・・・）

認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分

- 診療契約やサービス利用契約（施設入所含む）を理解できず、利用が進まない方
- 本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している方
- 不動産処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない方
- 預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある方
- 身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又は疑いがある方
- 過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまとわれている方
- 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない方
- 税金や施設利用料の滞納、その他借金等を現に有しているが、適切に対応できていない方
- 資産や収入が低く、自分で申立をすることが難しい方　　等

市町村長申立事務の主な流れ

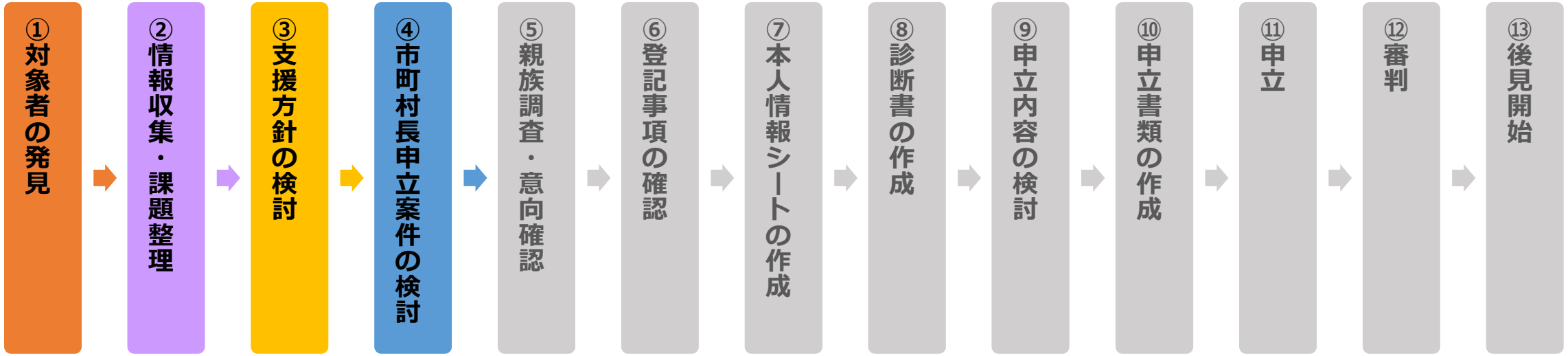

①～④ 市町村長による審判請求（対象となる状況等）

・その福祉を図るため特に必要があると認めるとき（老人福祉法第３２条等抜粋）

◎この記述は、過度な介入を防ぐためであり、保護の必要性がある場合に実施する判断を行うことは福祉行政としての責務です。

◎このため、市町村長申立の事務では、本人の状態や取り巻く環境、支援の状況等をしっかりと把握することが重要となります。

市町村長申立事務の主な流れ

「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは？

その福祉を図るため

→必要と判断される介護保険サービスや障害福祉サービスの利用や、その利用に付随する財産の管理など**日常生活上の支援を図る**ため※１

→虐待の通報又は届出に対し、**虐待の防止や保護、自立の支援を図る**ため※２

特に必要があると認めるとき

→**親族による成年後見制度の申立が期待できない**とき※１

- ２親等内の親族がいない場合や、いても音信不通や支援拒否等の状況の場合
- 申立を行おうとする３、４親等の親族の存在が既知の情報で明らかでない場合や、存在が明らかであっても音信不通や支援拒否等の状況の場合

※１　「老人福祉法第３２条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについての一部改正について（平成１７年７月２９日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）

※２　「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第９条第２項、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第９条第３項

市町村長申立事務の主な流れ

①対象者の発見 → ②情報収集・課題整理 → ③支援方針の検討 → ④市町村長申立案件の検討 → **⑤親族調査・意向確認** → ⑥登記事項の確認 → ⑦本人情報シートの作成 → ⑧診断書の作成 → ⑨申立内容の検討 → ⑩申立書類の → ⑪申立 → ⑫審判 → ⑬後見開始

①親族調査をするのは２親等までです。
②意向確認（同意や賛同の確認ではない）は、調査した２親等と存在の明らかな３、４親等以上です。
③例外として、虐待対応や重篤な経済搾取等の緊急対応の場合は、親族調査・意向確認と並行して市町村長申立をすることもできます。

⑤ 親族調査・意向確認（範囲）

【根拠】平成１７年７月２９日付障障発第０７２９００１号等通知

【内容】・２親等以内親族の有無を確認すること。
・３親等又は４親等の親族がいて、審判請求をする者の存在が明らかなときは、市町村長申立を行わないことが適当であること。

【事務】①戸籍謄本等の公用請求　→　②親族への申立意向確認

市町村長申立事務の主な流れ

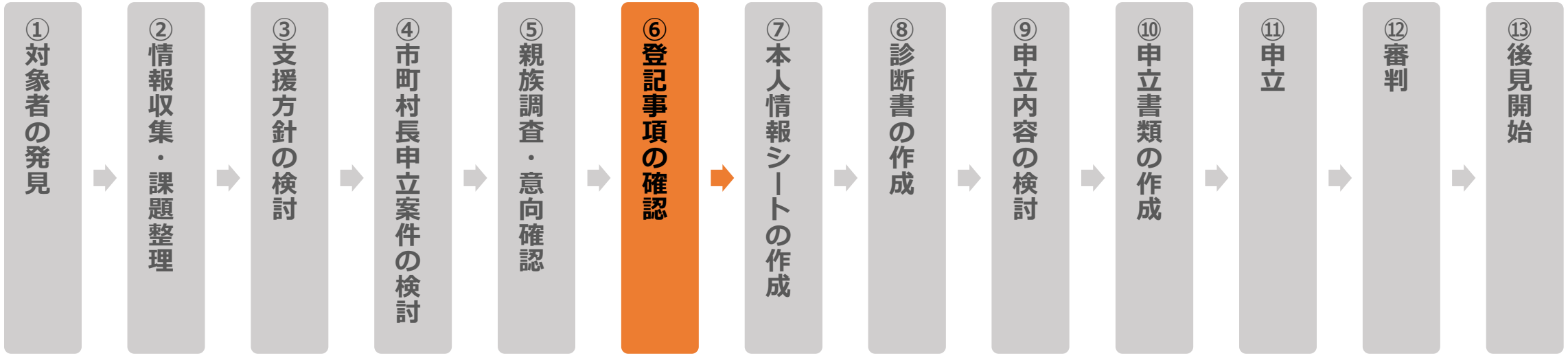

⑥ 登記事項の確認（登記されていないことの証明書の取得）

【根拠】後見登記等に関する法律

【事務】・東京法務局後見登録係に郵送で取り寄せる
・全国の法務局・地方法務局（本局）の窓口で発行してもらう
※ただし、申立時に添付できるのは発行から３か月以内のもの

市町村長申立事務の主な流れ

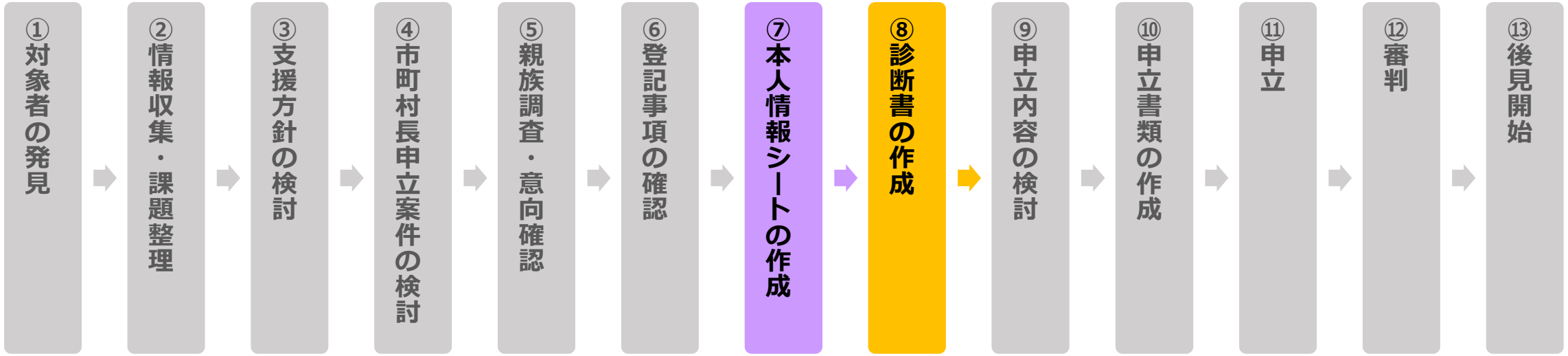

⑦⑧ 本人情報シート・診断書の作成

【根拠】 ・平成３１年３月１８日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室等事務連絡

【内容】 ・診断書の改定と本人情報シートの導入の情報提供
・関係者に対する幅広い周知
・円滑な運用への配慮

市町村長申立事務の主な流れ

①対象者の発見 → ②情報収集・課題整理 → ③支援方針の検討 → ④市町村長申立案件の検討 → ⑤親族調査・意向確認 → ⑥登記事項の確認 → ⑦本人情報シートの作成 → ⑧診断書の作成 → **⑨申立内容の検討** → ⑩申立書類の作成 → ⑪申立 → ⑫審判 → ⑬後見開始

候補者欄が空欄のままでも、また、職種のみの希望を書いて申立てをすることもできます。
候補者を探すことに長い時間がかかりすぎて、その間に本人の権利擁護が図られないという事態は避けましょうネ。

⑨ 申立内容の検討（候補者の調整）

【根拠】 ・老人福祉法　第３２条の２
・知的障害者福祉法　第２８条の２
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　第５１条の１１の３

【内容】 ・後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
（その他、人材の育成・活用、研修の実施等の記述あり）

市町村長申立事務の主な流れ

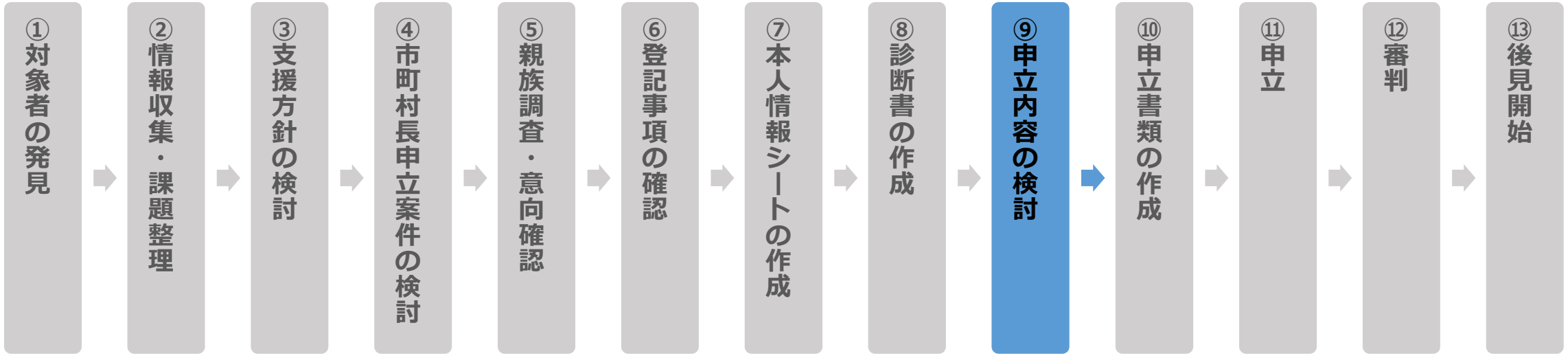

⑨申立内容の検討（類型と権限付与）

【根拠】
- 老人福祉法　第３２条
- 知的障害者福祉法　第２８条
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　第５１条の１１の２

【内容】
- 後見開始の審判（民法第７条）
- 保佐開始 ＋ 追加する同意権付与 ＋ 必要な代理権付与 の審判
  （民法第１１条、第１３条第２項、第８７６条の４）
- 補助開始 ＋ 必要な同意権付与　＋ 必要な代理権付与 の審判
  （民法第１５条第１項、第１７条第１項、第８７６条の９）

市町村長申立事務の主な流れ

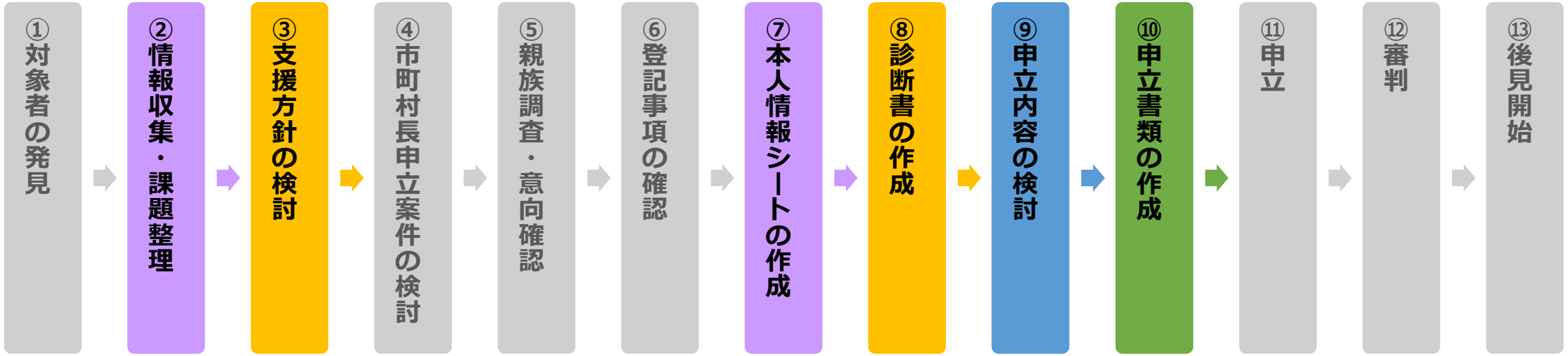

⑨申立内容の検討（候補者の調整・類型と権限付与）

⇒②③⑦⑧が大きく影響

◎“本人が抱える課題”と“候補者の特性”をうまく結びつけることを考えます。

◎保佐・補助では必要な行為について、同意権・代理権の権限付与の申立てを行い、本人の同意＋家庭裁判所の判断の上、権限が付与されます。

◎これらから、本人が抱える課題等をしっかりと把握することが重要となります。

市町村長申立事務の主な流れ

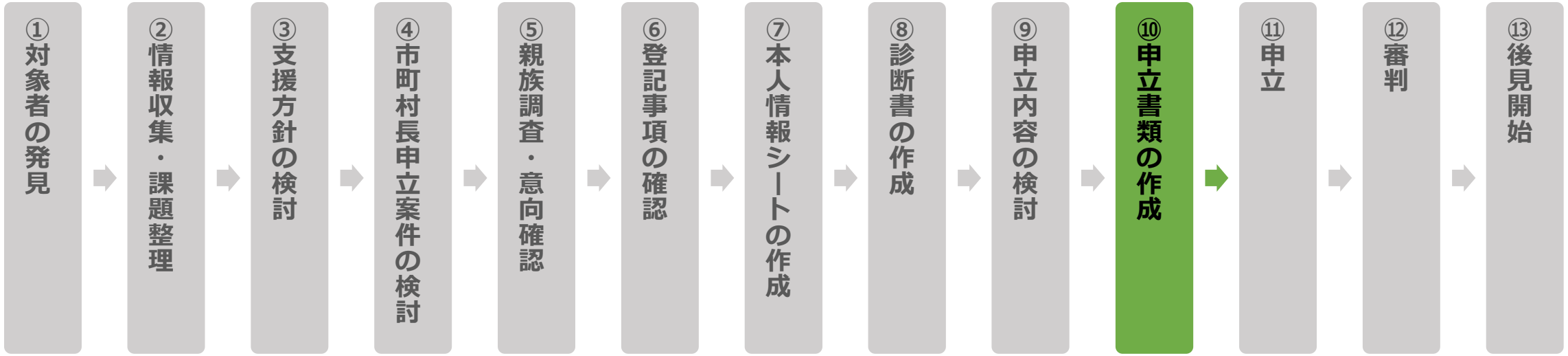

⑩ 申立書類の作成（必要書類の準備）

各家庭裁判所が作成している申立必要書類のチェックリストを参照

市町村長申立事務の主な流れ

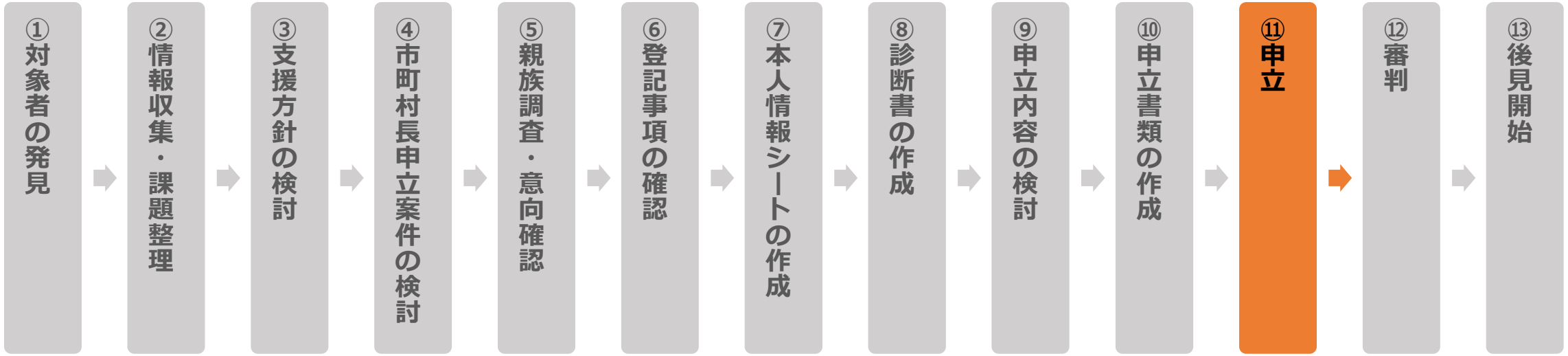

⑪ 申立（手続費用）

【根拠】家事事件手続法　第２８条

【内容】・手続費用は申立人の負担が原則

◎ただし、後見・保佐・補助開始等申立時に手続費用を本人負担としてほしい旨上申することで，家庭裁判所により，申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、全部又は一部について、本人の負担とする旨の判断がされる場合があります。（同法第２８条第２項）

市町村長申立事務の主な流れ

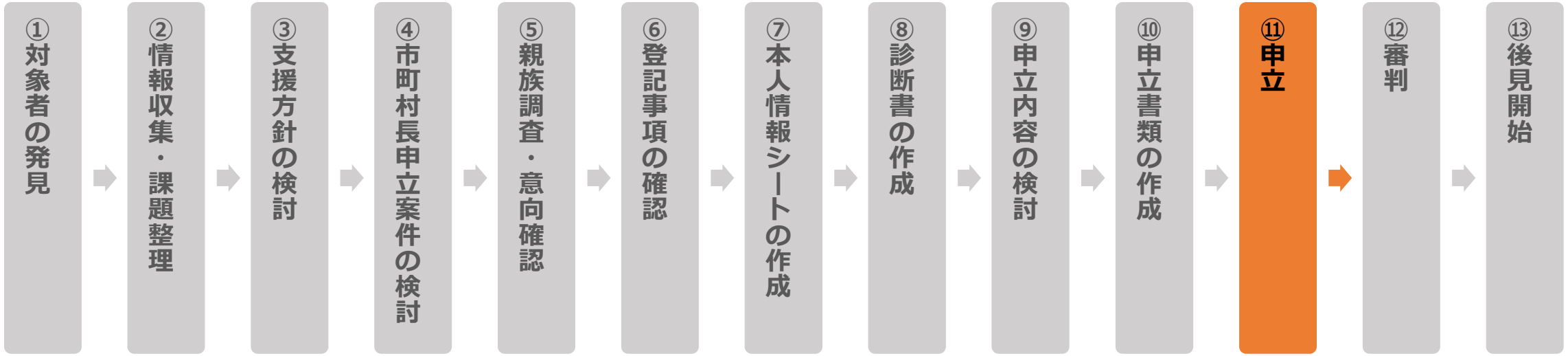

⑪ 申立（手続費用の助成）

【根拠】・介護保険法　地域支援事業（成年後見制度利用支援事業）
・障がい者総合支援法　地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業）
・高齢者虐待防止法　第２８条　　・障害者虐待防止法　第４４条

◎助成の対象となる方の場合は前頁の上申を行わず、本人に求償しないという扱いをします。
◎また、手続費用の助成は、平成２０年３月２８日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡及び平成２０年１０月２４日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡により、市町村長申立以外も対象とすることが求められています。

事例を通じた
体制整備の視点確認

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

1　何のために権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」を構築するのか（＝目的・役割）

ア　権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ　早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ　意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

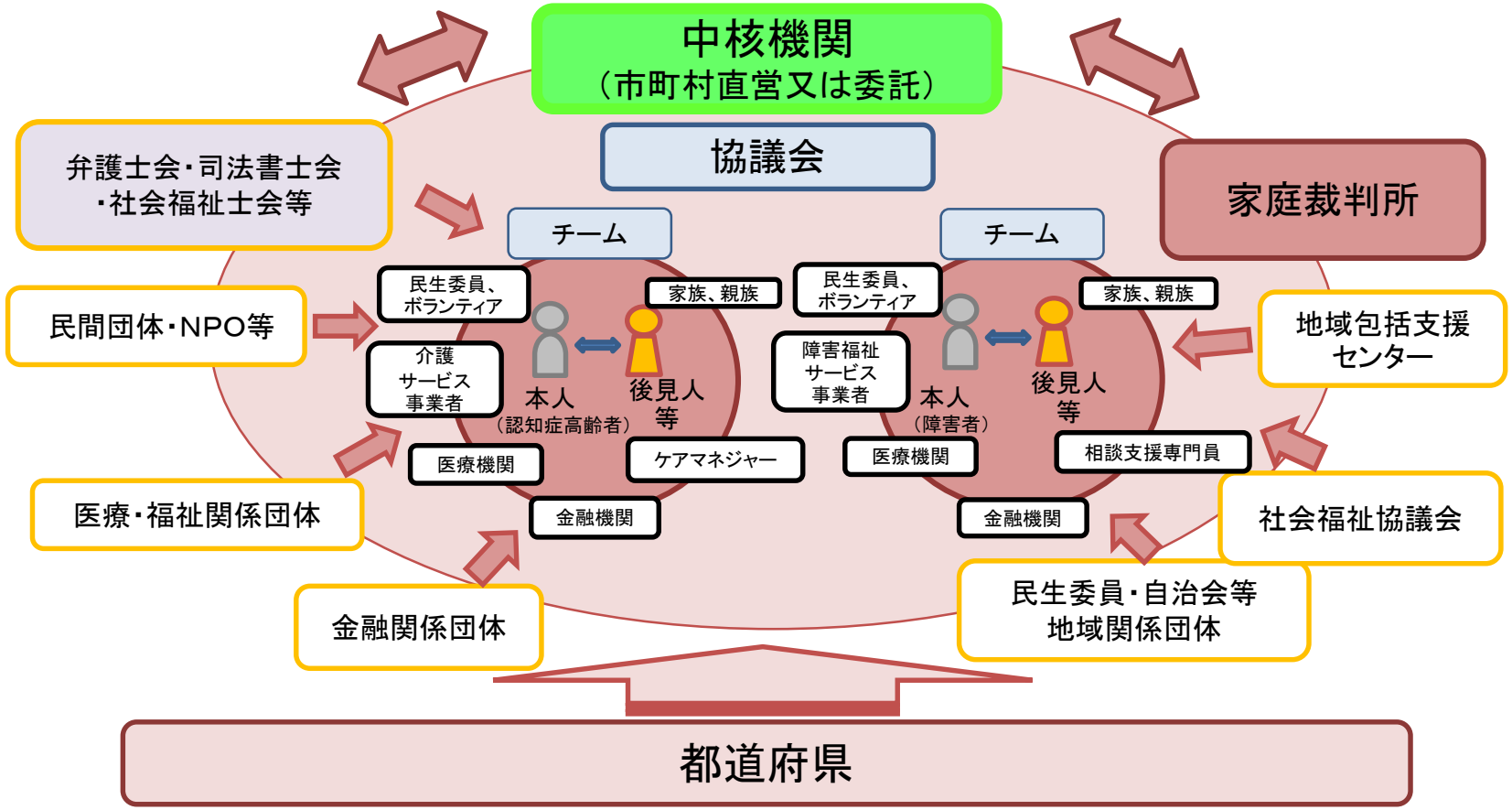

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

２　何によって、「地域連携ネットワーク」は構成されるのか（＝仕組み・構成要素）

Ａ　本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

Ｂ　地域における「協議会」等の体制づくり

Ｃ　地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の設置

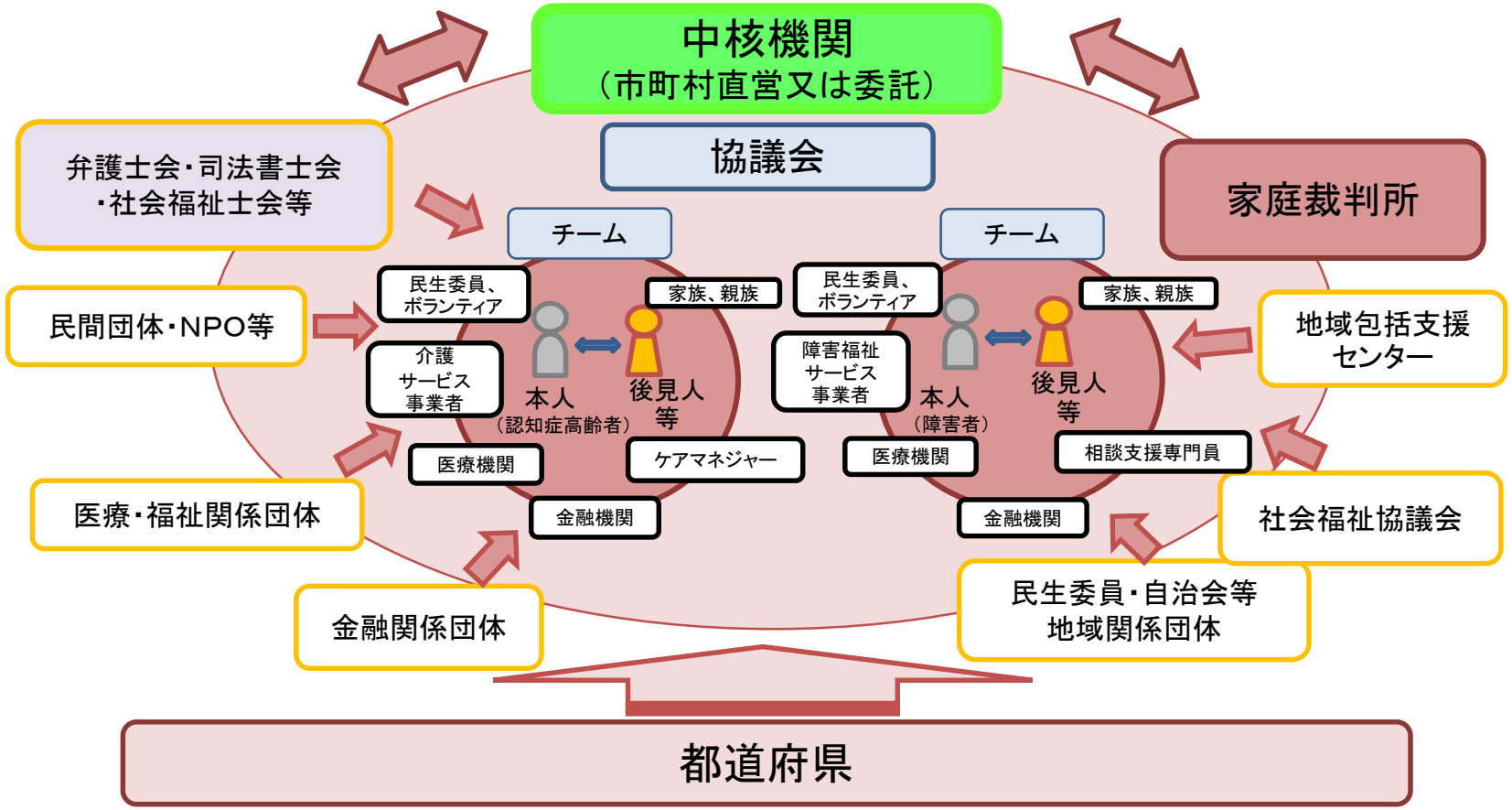

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○「チーム」とは何か？

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者による**既存の支援体制に、法的な権限を持つ後見人等が参加し「チーム」となって、協力**して**日常的に本人を見守り**、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み

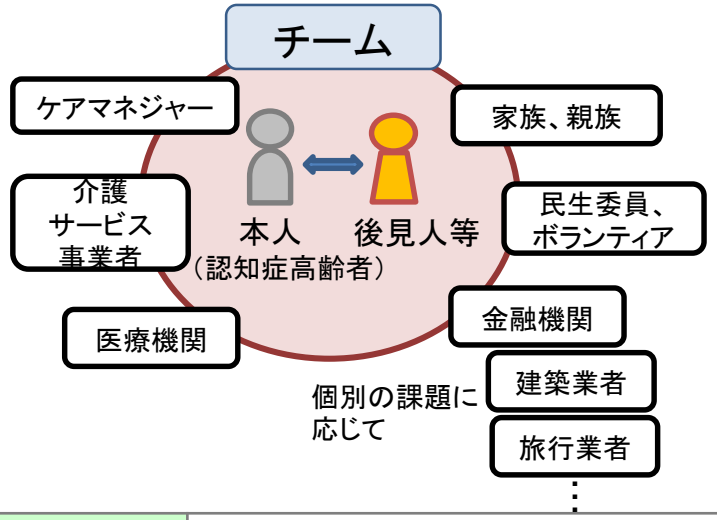

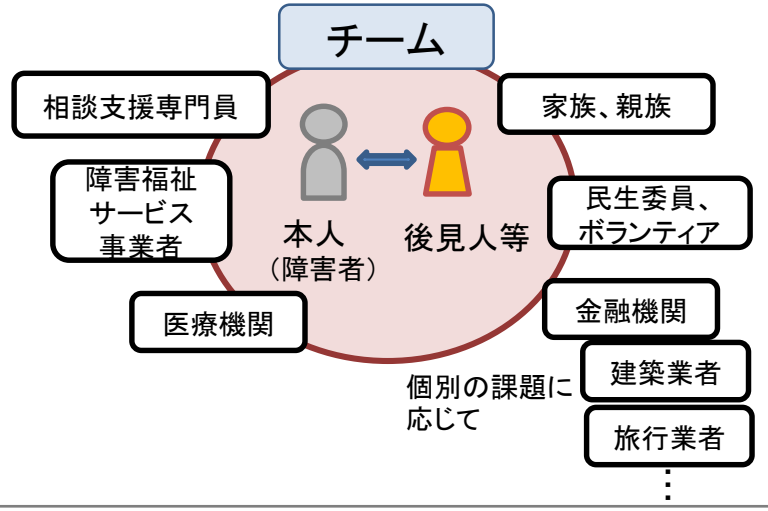

メンバー例	ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）
エリア	日常生活圏域など

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○「協議会」とは何か？

「チーム」に対し、後見等開始の前後を問わず必要な支援を行えるよう、各地域において、**法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体**

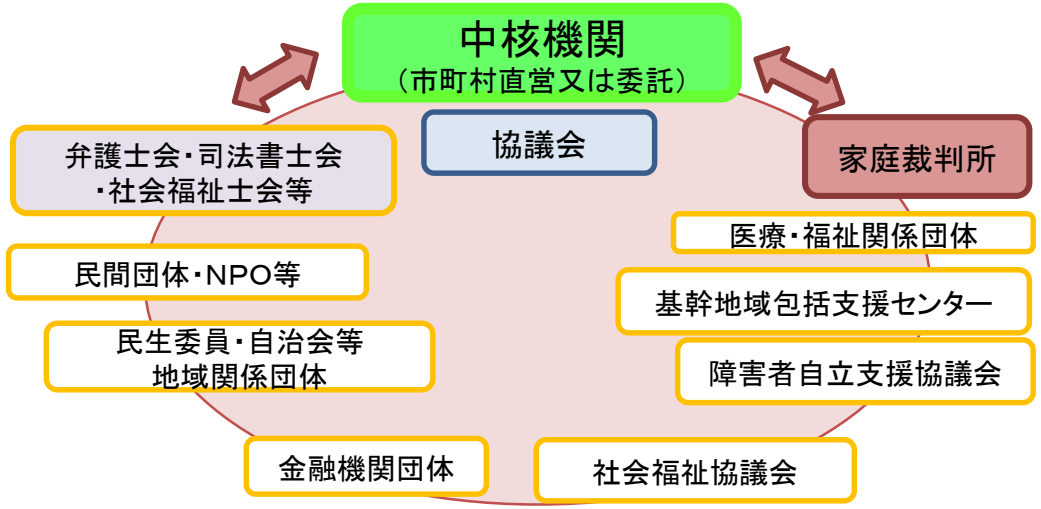

協議会の開催イメージ

【写真】豊田市「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」

メンバー例	・上記図は一例であり、地域の事情を踏まえ追加（例:商工会や警察など）も可能。 ・地域ケア会議、自立支援協議会（障害者総合支援法）、虐待防止ネットワーク会議など地域福祉や地域包括ケア等の既存の会議体を活用することも可能。
エリア	**自治体圏域～広域圏域**

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○「中核機関」とは何か？

様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における**連携・協働の推進役を担う、地域連携ネットワークの中核となる機関**

設置・運営主体	**○ 市町村による「直営」or「委託」** ＜市町村が設置責任を有する理由＞ ・ 市町村の福祉部局が有する個人情報を基に業務が行われること ・ 首長申立等の市町村権限を発揮する必要性 ・ 地域の幅広い関係者の連携を調整する必要性 ・ 業務の中立性・公平性の確保、業務の継続性に対応する能力 ・ 「成年後見支援センター」等の既存の機関・資源の活用

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

３ 「地域連携ネットワーク」と「中核機関」は、地域で何を担うのか（＝機能・効果）

①広報機能　②相談機能　③利用促進機能　④後見人支援機能　⑤不正防止効果

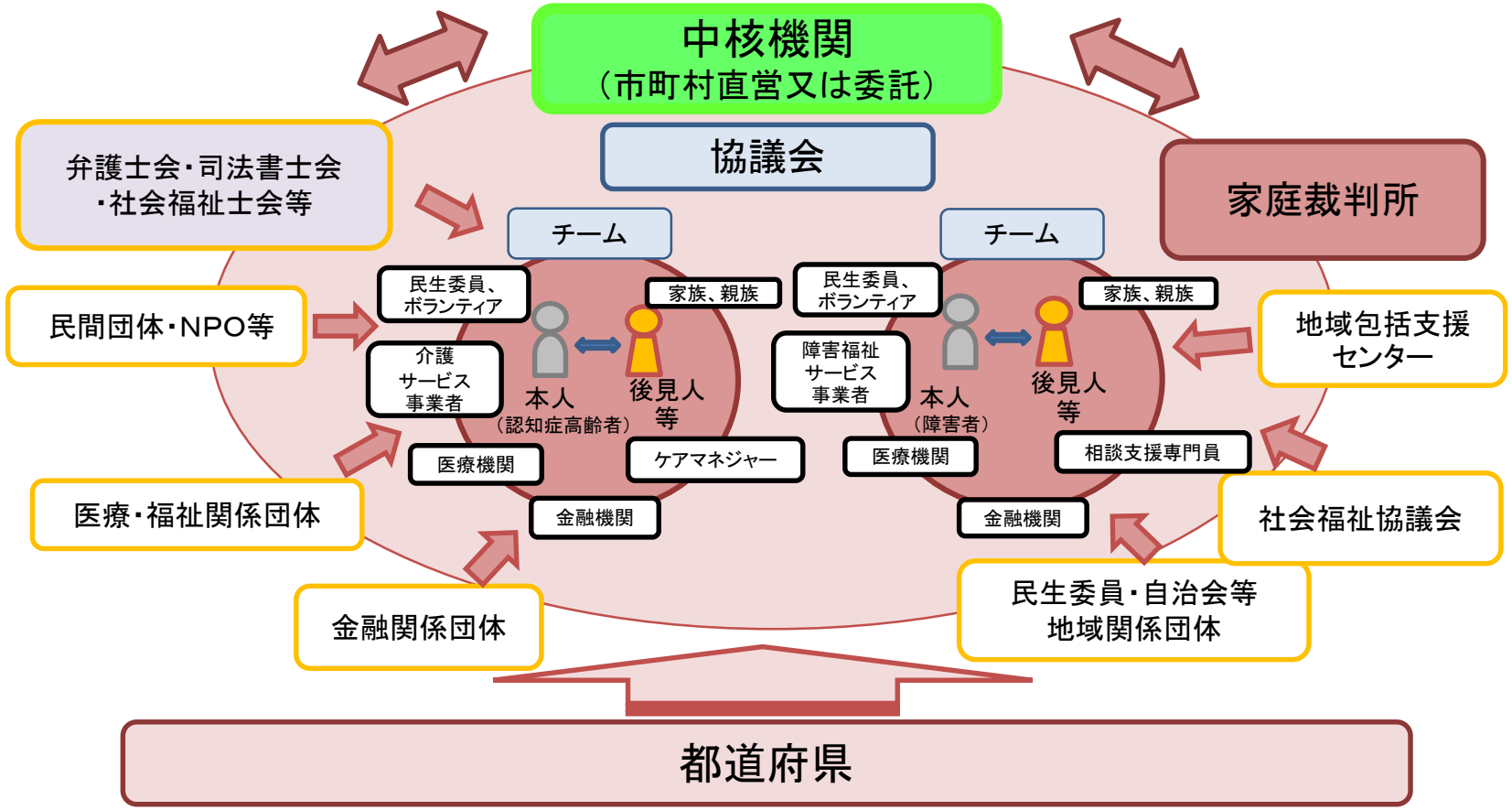

事例を通じたポイント＜広報機能＞

【場面①】

・成年後見センター職員Ｂさん（Ｓ市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Ｃさんからこの案件について相談を受けた。
（Ｃさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒の班であったＢさんに連絡した）

・姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「Ａ子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。

市民向けの講座を開催するだけではなく、**専門機関に対する広報・啓発**も重要ですネ。

市長申立や成年後見制度のニーズがないのではなく、実は制度につながるための理解がまだまだ進んでいないという可能性を、ワタシたちも認識しておくとよいのかもしれませんネ。

事例を通じたポイント＜広報機能＞

Ⅱ. 調査結果の概要（成年後見人に関する調査）

○　医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

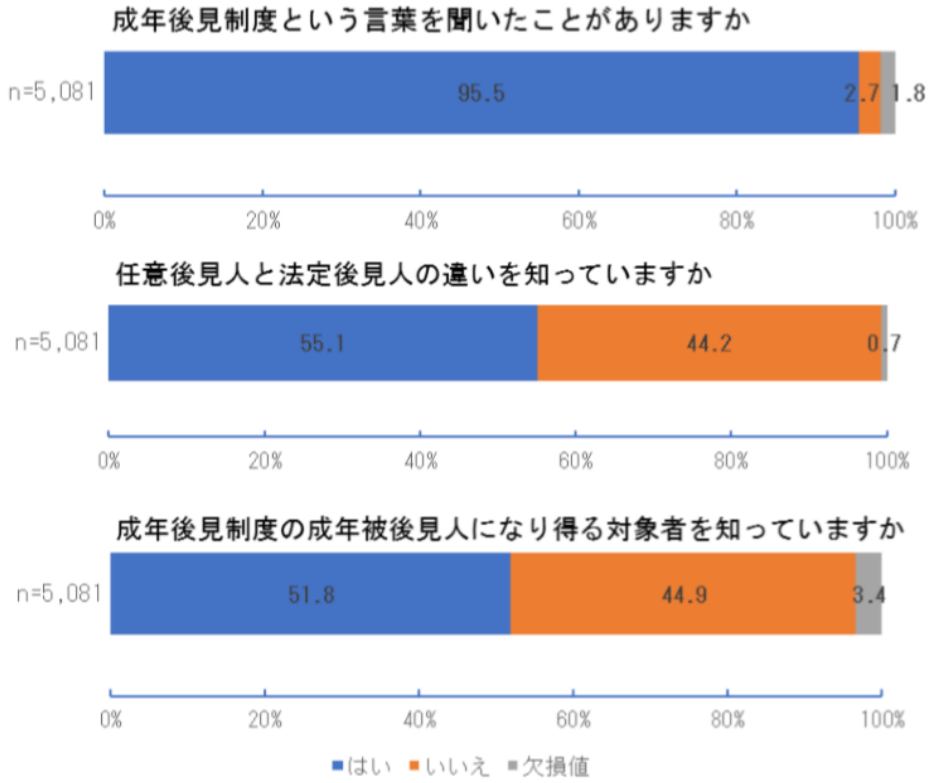

成年後見制度の導入から10年以上が経過しているため、言葉は周知されつつある。

一方で、成年後見制度の詳細については医療従事者であっても、理解していない人が多くを占める可能性が考えられる。

ポイントとなりそうなコメントがありますネ。

4

出典：厚生労働省「第１回成年後見制度利用促進専門家会議」資料11-医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告

事例を通じたポイント＜広報機能＞

Ⅱ. 調査結果の概要（成年後見人に関する調査）

○　医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

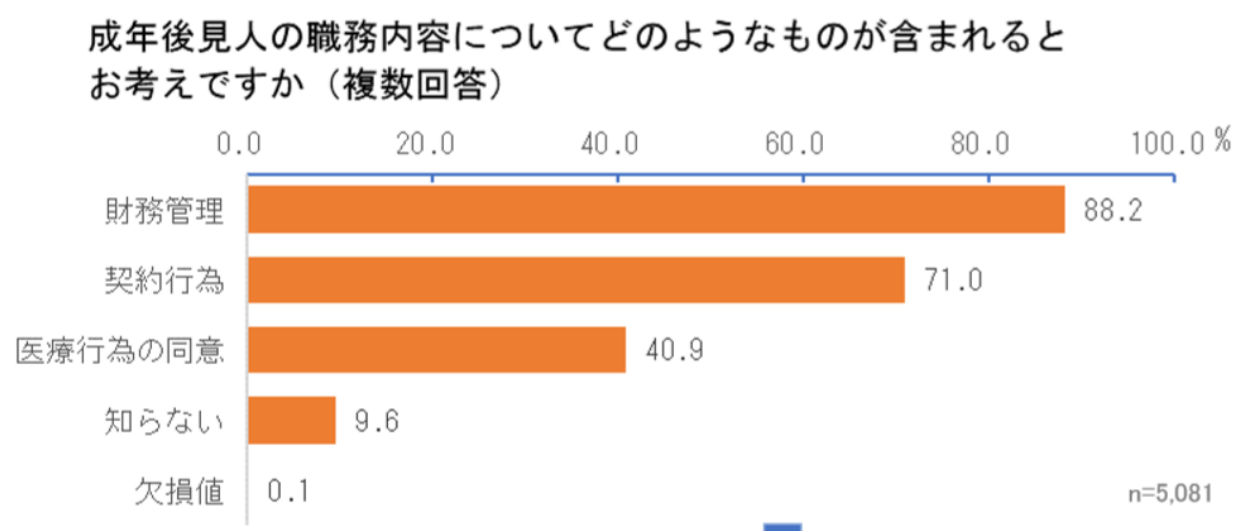

今後、医療従事者が成年後見制度を利用している患者を担当する機会が増すことが予測されるため、医療従事者を対象に制度の知識についての普及・啓発が必要であると考えられる。

5

やはり、厚労省の会議でも示されているんですネ。

出典：厚生労働省「第１回成年後見制度利用促進専門家会議」資料11-医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告

事例を通じたポイント＜広報機能＞

- **「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.57には、広報機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。**

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく 様々な権利擁護の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で使用できるものになっているか	
研修会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果	
	相談するきっかけになっているか	

評価評価とよく言われますが、こうした項目が既にあるのなら、現状分析する際に取り組みやすいですネ。

また、関係者で情報を集め合うことから始めてみるのも良さそうです。

⋮

専門職の視点から＜広報機能＞

■ **成年後見制度利用の意義を適切に伝えること**

→後見人は、財産管理だけではなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視して事務を行うことが求められていることを広報すべき

■ **広報活動の具体例として、民生委員の集まりなど小さな集まりでの説明会や、地域の医療福祉関係者や法律職を集めて事例検討会などを行う**

→医療・福祉関係者でも制度に対する知識が不十分な場合あり

■ **たとえば、**
住民票がある場所と病院や施設など現在の居所が異なる場合、どちらに相談したらよいのか？

→入院や入所が一時的であれば従来の生活場所である住民票所在地の相談窓口になる
入院や入所が今後も継続する場合、病院や施設がある地域の相談窓口に行う

事例を通じたポイント＜相談機能＞

【場面①】

- **成年後見センター職員Ｂさん**（Ｓ市役所から中核機関を受託）**は、病院の医療相談員Ｃさんからこの案件について相談を受けた。**
  （Ｃさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒の班であったＢさんに連絡した）

- **姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「Ａ子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用することや金銭管理を他者に任せることについて、本人は納得している。**

- **退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。**

- **上記について、センター職員Ｂさんは、Ｓ市役所長寿介護課Ｇ主査に対して、市長申立の相談をした。**

事例を通じたポイント＜相談機能＞

【場面①に行き着くまでに・・・】

・成年後見センター職員Ｂさんは、**成年後見制度の必要性の判断のため**に、医療相談員Ｃさんと在宅時に支援していたＴ地域包括支援センターＤさんとの**ケース会議を開催することに**した。

・この際、**医療費の滞納整理に加え、在宅時に消費者被害の可能性**があったことから、**昨年度に実施した勉強会の講師であった県庁所在地に事務所を構える弁護士**に相談したところ、来てもらえることに。

・Ａ子さんの状況を確認・共有した結果の概要は以下のとおり。

→「家に帰りたい」といった意思表示はなく、「ゆっくりしたい」との一言
→病院では穏やかに入院生活を送れているが、治療は目途が立っており、退院が可能
→本人の状態から、本人への支援による入所契約・サービス契約は厳しい状況
→親族のことについても、甥のことは認識しておらず、甥の話になると不安な表情に
→姉のこともあまり覚えておらず、口を閉じたまま
（姉と甥の存在がわかったが、支援の状況から支援放棄の可能性を確認）

事例を通じたポイント＜相談機能＞

【場面①に行き着くまでに・・・】

・これらの状況を踏まえ、センター職員Ｂさんは、Ｓ市役所長寿介護課Ｇ主査に対して、市長申立の相談をすることにした。

中核機関は、**制度利用の判断を行う“場を設定・調整”することが重要**です。

この際、**弁護士や司法書士といった法律の専門職や社会福祉士などの福祉の専門職を呼んでおくと、難しい課題にも対応しやすく**なり、安心ですネ。

事例を通じたポイント＜相談機能＞

ウ）検討会議への専門職派遣の仕組み

検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組みの実施については、「実施していない」が 52.1%、「実施している」が 40.5%となっている。

小規模な自治体では専門職が少ない場合もあります。

こうしたスケールメリットを生かせる仕組みは、広域圏で整えてみるのもよいかもしれませんネ。

図表 2-3-29　検討会議への専門職派遣の仕組み

	件数	%
実施している	105	40.5%
実施を検討中	15	5.8%
実施していない	135	52.1%
無回答	4	1.5%
全体	259	100.0%

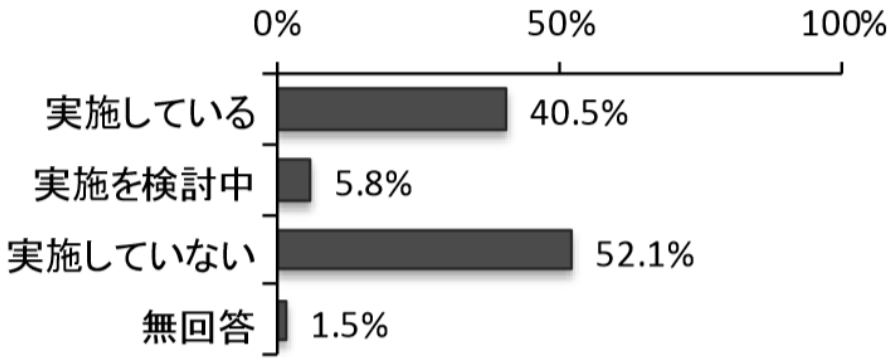

出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年,p.50

事例を通じたポイント＜相談機能＞

- **「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.58には、相談機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。**

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外の保佐・補助の相談が入っているか）	
	早期の相談（市長申立以外の本人や家族等、任意後見の相談が入っているか）	
	相談者の属性（どの所属からの相談か）	
	相談者の所属地域（相談が入ってこない地域があるか）	
	親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか	
	必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	

専門職の視点から＜相談機能＞

■　**相談対応について**

①法的問題や福祉的問題に適切に対応するためには専門職の同席も有効
　→質の高い相談対応が行えると共に職員の負担やリスクを回避することができる
②専門職による定期相談会に加え、臨時での相談対応もできると理想的
　→人材バンクを設置して事前に登録してもらい、そこから依頼する方法もある

③専門職各会へ派遣依頼を行えば各会より派遣してもらえる
　→合同の研修会など顔の見える関係を構築しておく

■　**法テラスの利用について**

相談者が申立人となり後見制度の利用が想定される場合
・生活保護受給中など資産的に十分ではない
　→法テラスを利用して法律職に申立を代理してもらう
　→相談対応をした法律職が法テラスに申し込むことも可能
・生活保護受給中の場合は申立費用の償還も免除される

事例を通じたポイント＜利用促進機能＞

【場面③】

・姉の動きが依然みられないことから、**市長申立として実施する**ことに。

・**本人情報シートについては、成年後見センターを通じて、**在宅時に支援していたＴ地域包括支援センターからの情報ももらいつつ、**医療相談員Ｃさんが作成**。

・診断書は同じく医療相談員Ｃさんを通じて医師へ依頼。

・ケース会議で得られた情報、本人情報シートの内容等から、Ｇ主査は申立書を作成することになった。

今年度から取組の始まった**“本人情報シート”**には本人の家庭や社会的状況等の情報が記載されていることから、**どのように地域で浸透させていくかが重要な視点**になりますネ。

また、**本人情報シートに記載された詳細の情報があると、申立書類も随分書きやすく**なる印象があるので、市町村長申立の実務的にも価値があると思います。

事例を通じたポイント＜利用促進機能＞

【場面③】

・Ａ子さんの場合、**医療費の滞納整理、在宅時に消費者被害の可能性、親族間紛争の可能性**といった課題から、弁護士を候補者として申立を行うことにした。

・また、Ｇ主査は、成年後見センター職員Ｂさんから、事前に関係者との調整により、成年後見人が選任されるまでの期間は、特に早急に支払わなくてはいけないものや財産の処分等を行う必要はないと聞いていたので、審判前の保全処分（家事事件手続法１２６条第１項、第１３４条第１項、第１４３条第１項）と事務管理（民法第６９７条）の必要が今回はないことも上司に報告した。

自治体によっては、どういった課題の場合にどのような専門職に関わってもらうと良いかのガイドラインや、事務管理を行う要綱を定めているところもあると伺っています。

事例を通じたポイント＜利用促進機能＞

エ）市区町村長申立ての判断のための検討会議

市区町村長申立ての判断のための検討会議の実施については、「実施していない」が 53.7%、「実施している」が 39.4%となっている。

図表 2-3-30　市区町村長申立ての判断のための検討会議

	件数	%
実施している	102	39.4%
実施を検討中	13	5.0%
実施していない	139	53.7%
無回答	5	1.9%
全体	259	100.0%

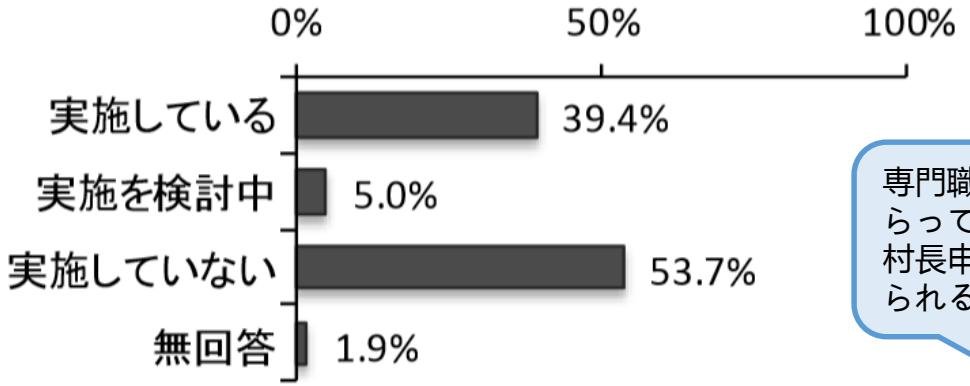

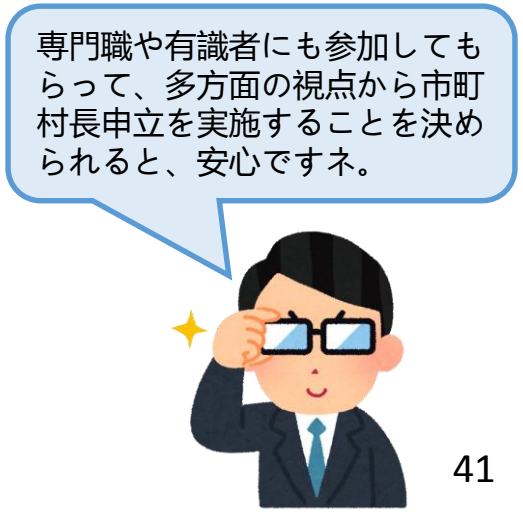

出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年,p.51

事例を通じたポイント＜利用促進機能＞

【受任調整会議の実施状況】

① 中核機関設置７０自治体　　**５８.２％**

② 権利擁護センター等のある４１３自治体　　**４３.３％**

調査結果をさらにみると、①の４８.４％、②の７６.０％が市町村長申立以外の場合も受任調整を実施しているとのことです。

最終的にはここまでたどり着くのがよいかもしれませんが、**まずは法律に根拠のある市町村長申立案件について受任調整の仕組を整えることから始めてみるのがよいかも**しれませんネ。

出典：厚生労働省「第２回成年後見制度利用促進専門家会議」参考資料５成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

事例を通じたポイント＜利用促進機能＞

● **「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.60には、利用促進機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。**

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	

⋮

専門職の視点から＜利用促進機能＞

■　**市町村長申立について**

①親族への同意調査について、虐待事案などでは不要となる場合がある
→実施要綱やマニュアルで規定している自治体もある
ｃｆ：添付資料としての財産に関する資料

②専門職などへ市町村長申立の要否検討を依頼することについて
→上記の判断など専門的知識から行うことができ、行政としてのリスク回避にもなる
ｃｆ：施設利用料を滞納している事案と市町村長申立

③申立てにあたっては、可能な限り本人の残存能力を活かせるように配慮することが、本人の権利擁護支援につながる（本人情報シートの作成においての配慮）

④適切な後見活動を実施できるよう、支援ニーズや状態像に応じた候補者を選定することが重要
→入所施設などの法人が後見人等となると利益相反が生じる

⑤申立書作成のポイント
成年後見制度利用の必要性を記載する
→本人情報シートや診断書をもとに本人の現在の状況を示し、具体的に後見人等に求める支援を記載する

⑥審判を受けるまでに支援が必要なケースへの対応
→審判前の保全処分を申し立てるか事務管理として対応

専門職の視点から＜利用促進機能＞

⑦後見開始等の審判が下りても確定まで2週間を要する
→本人の権利制限を伴うものであり、即時抗告が可能とされており、即時抗告を行うことができる期間がこの2週間

⑧成年後見制度利用支援事業の運用が近隣自治体と異なる場合
→転入先の自治体の運用に従うことになるのが一般的
転出後も適用を認めるなどの柔軟な運用をしている自治体もあり

■ **中核機関が行う申立書作成の支援について**
→「非弁行為」「非司行為」について

■ 親族や本人がする「一回限り」の申立行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは（しかも無償）、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
■ 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立ができないような課題がある場合と考えられる。
■ 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

事例を通じたポイント＜後見人支援機能＞

【場面④】

・成年後見センター職員Ｂさんは、後見人のＦ弁護士と、Ａ子さんを支える関係者との顔合わせをしたいと思っていた。

・そんな中、医療相談員Ｃさんから、**退院に向けたカンファレンスを開催したいとの連絡が入った**ため、これを活用することにして、Ｔ地域包括支援センター職員Ｄさん、民生委員Ｅさん、長寿介護課Ｇ主査を集め、**退院調整と後見人との顔合わせを実施**することにした。

・退院カンファレンスでは、入院中の支援と退院に向けた役割が確認された。その際、**医療相談員Ｃさんと後見人のＦ弁護士とで行われたやり取りが成年後見センター職員Ｂさんは気になった**。

こうして**既存のチームに後見人が加わり、新たなチームが作られていく**のですネ。

この際、**既存のケース会議やカンファレンスを活用して、実施するのは負担なく進める上でのポイント**になりそうですネ。

事例を通じたポイント＜後見人支援機能＞

【場面④】

- 「（医療相談員Ｃさん）あと、転院時に準備されていた物品だけでは足りなくなってきました。**Ｆ弁護士さん、お家から追加で持ってきてもらったり、買ってきていただけますか**。」
  「（Ｆ弁護士）うーん。病院では販売していないのでしょうか。」
  「（医療相談員Ｃさん）家で使っているものがなければ、費用は掛かりますが病院のセットでも準備できますよ。」

- 「（Ｆ弁護士）確認になります。Ａ子さんが退院までに急変することはなさそうとのことですが、**緊急的に手術が必要になっても、成年後見人は医療同意はできません**。」
  「（医療相談員Ｃさん）えっ、そうなんですね。では、もしそのような状態になったら、姉か甥にお願いする必要がありますね。」
  「（長寿介護課Ｇ主査）私が市長申立でやり取りをしている際には、容態が急変した時には何とかご協力を願いたいと伝えてありますので。」

④ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること(P23～27)

詳しい解説は、利用促進ニュースレター第16号参照

(1)医療・ケアチームや倫理委員会の活用(P23・24)

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂 厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

① 家族等 が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2)成年後見人等に期待される具体的な役割(P25～27)

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

① 契約の締結等
- ➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い

② 身上保護(適切な医療サービスの確保)
- ➢ 本人の医療情報の整理

③ 本人意思の尊重
- ➢ 本人が意思決定しやすい場の設定
- ➢ 本人意思を推定するための情報提供等
- ➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供

④ その他
- ➢ 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)
- ➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取り

※ 医療機関は成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないように注意。医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法も明示。

出典：厚生労働省「第２回成年後見制度利用促進専門家会議」資料９を改変

事例を通じたポイント＜後見人支援機能＞

【後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）】

①後見開始後の継続的な支援のための仕組み

ア）後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

支援会議や顔合わせ等、支援関係者の調整やコーディネートの実施については、「実施している」が 50.2%、「実施していない」が 42.9%となっている。

図表 2-3-40　後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

	件数	%
実施している	130	50.2%
実施を検討中	12	4.6%
実施していない	111	42.9%
無回答	6	2.3%
全体	259	100.0%

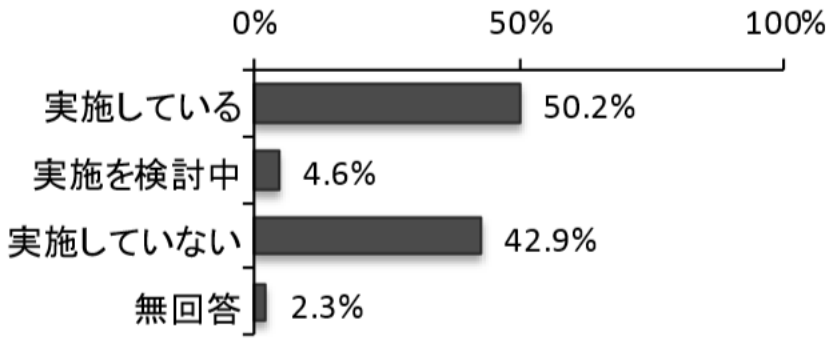

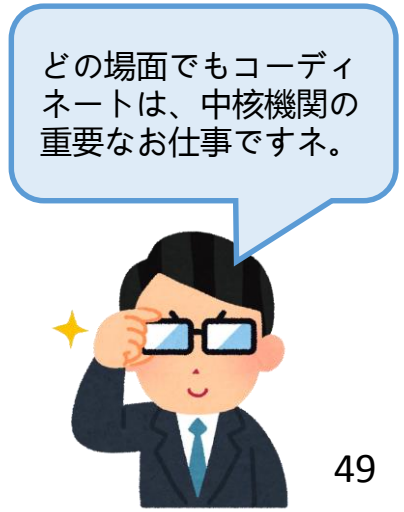

出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年,p.56

事例を通じたポイント＜後見人支援機能＞

イ）後見人等からの相談受付

後見人等からの相談受付については、「支援関係者や家族に対して実施している」が 50.6%と最も高く、次いで「親族後見人に対して実施している」が 49.0%、「市民後見人に対して実施している」が 45.2%となっている。

図表 2-3-41　後見人等からの相談受付

（複数回答）

	件数	%
市民後見人に対して実施している	117	45.2%
親族後見人に対して実施している	127	49.0%
専門職後見人に対して実施している	97	37.5%
支援関係者や家族に対して実施している	131	50.6%
専門職団体等に対して実施している	40	15.4%
実施を検討中	9	3.5%
実施していない	63	24.3%
合計	259	

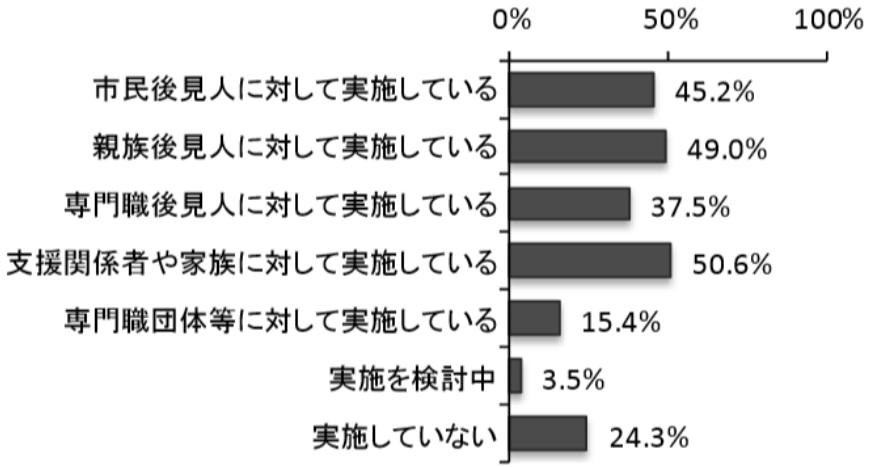

出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年,p.56

事例を通じたポイント＜後見人支援機能＞

●「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.61には、後見人支援機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 →　不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、 医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人 を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等 によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人 の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔 軟な運用を保障するための体制整備	

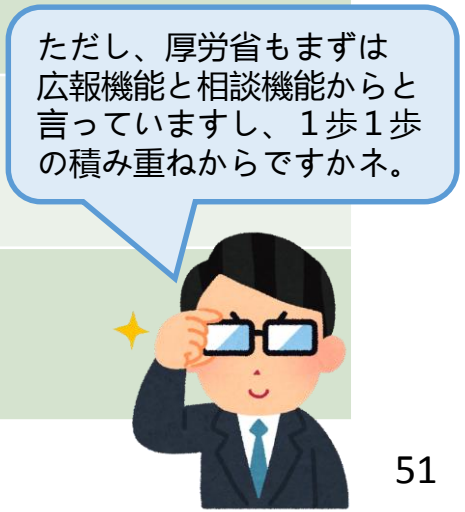

専門職の視点から＜後見人支援機能＞

■　**後見人支援の必要性**

①成年後見制度は万能ではなく、後見人が選任されただけでは解決しない問題も多数存在すること

②後見人が現実の介護行為を行う立場ではないので、選任後も以前と同様のチームによる支援が必要であること

③不祥事防止の視点からも後見人以外の支援者が関わることが必要であること

後見人とともに本人を見守るチームによる支援が行われるよう、中核機関が後見人等とチームの顔合わせをバックアップし、支援が上手くいっているかモニタリングしていくことになる。

事例を通じたポイント＜協議会＞

【場面⑤】

- 成年後見センター職員Ｂさんは、**Ａ子さんの事例を振り返ってみて、**今回は相談時に弁護士に来てもらえたが今後はどうするのか、退院カンファレンスの際の身元保証に関する発言について考えたいと思った。
- そこで、**Ｇ主査と相談して、次回の協議会**において、専門職派遣の必要性と身元保証にについて、Ａ子さんの事例も提示しながら、検討することにした。
- そして、２か月後に協議会が開催された。

その自治体で実際あった事例から課題提起できると、関係者の意識も格段に違ってきますネ。

そして、住民や地域の課題を仕組みや制度によって解決していくことで、そもそもの行政の役割や存在意義の再認識にもつながりますネ。

事例を通じたポイント＜協議会＞

【場面⑤】

- Ｓ市は小規模で専門職も少ないことから、単独で検討するのではなく、協議会に**委員派遣で出席している専門職団体が一度持ち帰り、広域での仕組みの案を検討**をしてもらえることに。
- また、医療機関や施設向けの研修の必要性、成年後見人等が医療同意を求められた際の対応方法の確認、医療機関側での貸出サービスの周知などの意見が挙がり、**身寄りのない人の身元保証の理解を進めていく必要があるとの合意形成**が図られた。
- そして、まずは身寄りのない人の入院･･･ガイドライン＊の内容を協議会のメンバーで読み込むことから開始することになった。

ただ会議を設置しても、意味なく開催しても負担になってしまいます。**協議会によって行政や中核機関が実際の活動で助けてもらうことのできるよう、組織的な動きにつなげていく**ことがポイントですネ。

＊身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長など通知 社援地発0603第1号・社援保発0603第2号・障障発0603第1号・老振発0603第1号/令和元年6月3日）

事例を通じたポイント＜協議会＞

○ 協議会等の設置状況

設置済み	79	(4.5%)
未設置	1,662	(95.5%)
合　計	1,741	(100.0%)

○ 協議会等の設置区域

単独の市町村で設置	39	(49.4%)
複数の市町村で設置	40	(50.6%)
合　計	79	(100.0%)

○ 協議会等の合議体の事務局について

直営	37	(46.8%)
委託等	42	(53.2%)
合　計	79	(100.0%)

○ 協議会等の設置態様

新たに設置	35	(44.3%)
既存の合議体を活用	44	(55.7%)
合　計	79	(100.0%)

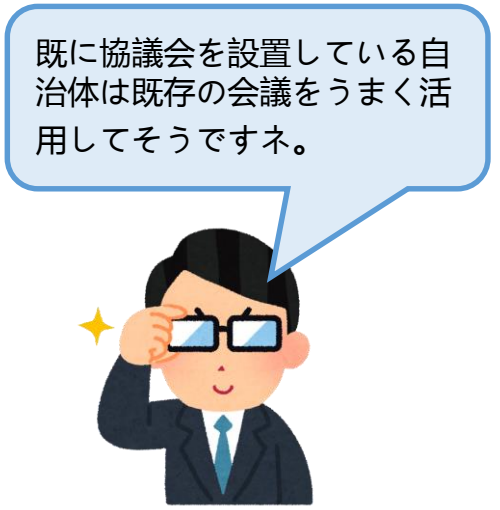

出典：厚生労働省「第２回成年後見制度利用促進専門家会議」参考資料５成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

事例を通じたポイント＜協議会＞

○ 協議会等における構成員・構成団体（複数回答） ※（ ）内は協議会等設置79市区町村に対する割合

構成員・構成団体		
都道府県	24	(30.4%)
市区町村	73	(92.4%)
学識経験者	34	(43.0%)
弁護士（会）	61	(77.2%)
司法書士（会）、リーガルサポート	61	(77.2%)
社会福祉士（会）	55	(69.6%)
精神保健福祉士（会）	12	(15.2%)
税理士（会）	7	(8.9%)
行政書士（会）	17	(21.5%)
医師（会）	38	(48.1%)
当事者・家族会	14	(17.7%)
地域包括支援センター	59	(74.7%)
障害者相談支援事業所	43	(54.4%)
介護・福祉サービス事業者	45	(57.0%)
医療機関	22	(27.8%)
民生委員	36	(45.6%)
自治会	19	(24.1%)
社会福祉協議会	74	(93.7%)
金融機関	4	(5.1%)
家庭裁判所	33	(41.8%)
その他	17	(21.5%)

誰を呼んだらよいか正解はなさそうなので、コアになるメンバーと、課題によって招集するメンバーを変えてみる、部会を設置して具体的な議論をできるようにするなど、様々な工夫の余地がありますネ。

出典：厚生労働省「第２回成年後見制度利用促進専門家会議」参考資料５成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

事例を通じたポイント＜協議会＞

市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民 後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、**日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援**の在り方（成年後見制 度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一 体的なものとすることも考えられる）

地域共生社会全体を考える地域福祉計画策定のガイドラインにもこのような記載があります。
ふむふむ、身元保証に関しては今後のホットな話題になりそうだとワタシのセンサーが反応していますネ。

出典：平成２９年１２月１２日付 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について 」

専門職の視点から＜協議会＞

■　**専門職が関与する必要性**

　専門職団体は、後見人の受任等で成年後見制度へ関与しており、家庭裁判所との連携を含め、制度に関する知見を有している

　→中核機関が適切かつ実効的に機能し、職員の負担が過重にならないような体制を構築するためには、仕組みづくりの段階から専門職に関与してもらうことが重要